

令和7年12月吉日

お客さま各位

知多信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者への振込について

平素より知多信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等の特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者や資金移動業者あてに送金される事例が多発しております。

このような情勢を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止等の観点から、下記のお取引について制限させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象のお取引

暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座に対し、口座名義人名（法人口座含む。）と異なる依頼人名で行う振込については、お振込みをお断りさせていただきます。

※口座名義人名の前後に英数字等を付される場合は制限の対象になりません。

例	口座名義人名	チタ	タロウ
	振込依頼人名	○	チタ タロウ
		○	12345チタ タロウ（管理番号等を付加）
		×	チタ ハナコ

2. ご参考

・金融庁ウェブサイト

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

・警察庁ウェブサイト

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyouka20250912.html

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上